No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー ※R7補正推奨事業メニュー①について、②～④にも関連する場合は、M～O列に追加で選択してください。				「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費
14	R7_予備	推奨事業	○	○	○	漁業用燃油削減対策支援金	米国関税措置	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援					21,639	21,639
15	R7_補正	推奨事業	○	○	○	水道料金減免事業	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					164,485	164,485
16	R7_補正	推奨事業	○	○	○	下水道料金減免事業	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					102,558	102,558
17	R7_補正	推奨事業	○	○	○	簡易水道組合等支援補助金	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					477	477
18	R7_補正	推奨事業	○	○	○	飲用井戸水等利用者支援補助金	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					14,304	14,304
19	R7_補正	推奨事業	○	○	○	し尿汲み取り等手数料補助金	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					52,543	52,543

No	B1 国のR6補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR6補正予算分（交付限度額②）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B2 国のR6補正予算分（交付限度額③）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B3 国のR6補正予算分（交付限度額④）（給付支援サービス分）	B4 国のR7予備費分（交付限度額⑤）（推奨事業メニュー分）	B5 国のR7補正予算分（交付限度額⑥）（推奨事業メニュー分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	※参考 総事業費に係る事務費	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）
14					21,639		–		①燃油等価格の高騰に伴う漁業経営上の負担軽減を図るため補助するもの。 ②船舶の燃費向上につながるエンジンメンテナンスに必要な経費及び事務費 ③⑴漁業者への助成に要する経費 ・5トン未満の漁船 30,000円×519経営体＝15,570,000円 ・5トン以上10トン未満の船舶 70,000円×61経営体＝4,270,000円 ・10トン以上の船舶 120,000円×14経営体＝1,680,000円 ・合計 21,520,000円 ⑵事務に要する経費 594件×200円＝ 118,800円 ④市内の漁業協同組合（正組合員、准組合員）に加入している漁業者 594名
15						164,485	–	550	①物価高騰の影響を受けている家庭や事業者に対し水道料金の減免を行なうことで、生活者の支援を行なう。 ②令和8年2月及び3月検針分上水道料金のうちの基本料金の減免（官公庁の施設を除く）による減収分並びにシステム改修費を補填する水道事業会計繰出金 ③水道基本料金 163,935千円 令和8年2月分 減免件数：23,714件 減免額： 79,395千円 令和8年3月分 減免件数：25,567件 減免額： 84,540千円 合計 減免件数：49,281件 減免額：163,935千円 事務費 システム改修費 550千円
16						102,558	–	550	①物価高騰の影響を受けている家庭や事業者に対し下水道使用料の減免を行なうことで、生活者の支援を行なう。 ②令和8年2月及び3月検針分下水道使用料のうちの基本料金の減免（官公庁の施設を除く）による減収分並びにシステム改修費を補填する下水道事業会計繰出金 ③下水道基本料金 102,008千円 【公共下水道事業】 令和8年2月分 減免件数：16,549件 減免額： 39,773千円 令和8年3月分 減免件数：14,950件 減免額： 35,585千円 小計 減免件数：31,499件 減免額： 75,358千円 【特定環境保全公共下水道事業】 令和8年2月分 減免件数： 3,009件 減免額： 7,228千円 令和8年3月分 減免件数： 1,552件 減免額： 3,752千円 小計 減免件数： 4,561件 減免額：10,980千円 【漁業集落排水事業】 令和8年2月分 減免件数： 5件 減免額： 9千円 令和8年3月分 減免件数： 1,051件 減免額：2,504千円
17						477	–	–	①簡易水道組合等に加入する世帯や事業者を対象として、経済的な負担軽減を図るために水道料金の基本料金部分を減免する簡易水道組合等に対し補助するもの。 ②簡易水道組合等に加入する世帯の令和7年12月～令和8年1月分基本料金の減免相当額を補助する。ただし、月額1,623円を上限とする。 ③2ヶ月分の10㎥以下の水道料金基本料金 477千円 ④簡易水道組合等16団体（加入世帯（官公庁等の施設を除く）262世帯）
18						14,304	–	4,332	①物価高騰による経済的な負担軽減を図るため飲用井戸水利用世帯及び事業所に対し水道基本料金相当額を補助するもの ②飲用井戸水を利用している世帯及び事業所からの申請により、水道料金基本料金2ヶ月分相当額を補助する。 ③2か月分の水道料金の5㎥以下の基本料金相当額2,252円を補助する。 2,252円×4,428件＝9,971,856円 事務費 4,332千円 郵便料 488千円、振込手数料 600千円、委託料2,230千円 会計年度任用職員報酬 1,014千円 ④市内に住所を有する飲用井戸水を利用している世帯
19						52,543	–	11,844	①下水道が整備されていない、あるいは接続されていない世帯や事業所を対象として、物価高騰による経済的な負担を軽減するため「し尿汲み取り手数料」及び「個人設置型浄化槽の維持管理に係る費用」を減免する市内のし尿収集許可業者に対し補助するもの。 ②し尿汲み取り手数料及び個人設置型浄化槽の維持管理に係る費用（官公庁の施設及び市町村設置型浄化槽は除く）及び事務費 ③（1）補助金 40,698,350円 ・し尿汲み取り世帯等への支援 1,705円×2回分×7,484件＝25,520,440円 ・個人設置型浄化槽設置者への支援 1,705円×2回分×4,451件＝15,177,910円 ・合計 11,935件 40,698,350円 ※し尿汲み取り手数料最低料金 1,705円 （2）事務に要する経費 11,843,003円 ・事務手数料 400円×11,935件＝ 4,774,000円 ・振込手数料 123円×1.1×9業者×22回分＝26,789円 ・コールセンター運営委託費 8,257,827円×0.73＝6,028,214円 （対象戸数に応じて飲用井戸水利用者支援金と按分） ・会計年度任用職員給与費（1名分 2月～5ヵ月間雇用） 1,014,000円

No	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考1のサブカテゴリー― M～O列を記入している場合のみ（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）			【R7補正のみ】備考2「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目	備考3 商品券等を活用した事業を行う場合、Q&A等ふまえた対応について記載	備考4 実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考5	自治体での予算区分	自治体利用欄	自治体利用欄	エラー（予算年度選択漏れ）	エラー（枠選択漏れ）	エラー（効果直接選択漏れ）	エラー（臨時名称選択漏れ）	エラー（事業名称入力漏れ）
14	–	○	–	R8.1		R8.3	市内の漁協協同組合の正組合員、準組合員である漁業者594名に対し支援を行う	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	農林水産・食品分野						HP		R7補正（地）							
15	–	–	–	R8.2	R8.2	R8.3	市内の全ての上水道使用者（官公庁等の施設を除く）に対し支援を行なう	② HP、広報誌にて明記済みあるいは予定	水道事業者						HP、広報誌等		R7補正（地）							
16	–	–	–	R8.2	R8.2	R8.3	市内の全ての下水道使用者（官公庁等の施設を除く42,538件）に対し支援を行なう	② HP、広報誌にて明記済みあるいは予定	下水道事業者						HP、広報誌等		R7補正（地）							
17	–	–	–	R8.1	R8.2	R8.3	市内の簡易水道組合等（16組合262世帯。官公庁等の施設を除く）に対して支援を行う	② HP、広報誌にて明記済みあるいは予定	水道事業者						HP、広報誌等		R7補正（地）							
18	–	○	–	R8.1	R8.2	R8.3	市内の飲用井戸のみ利用世帯及び事業者に対して支援を行う。（4,428件）	② HP、広報誌にて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない						HP、広報誌等		R7補正（地）							
19	–	–	–	R8.1	R8.2	R8.3	市内のし尿汲み取り世帯等及び個人浄化槽設置者11,935件に対して支援を行う	② HP、広報誌にて明記済みあるいは予定	下水道事業者						HP、広報誌等		R7補正（地）							